

(平成21年2月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

山梨国民年金 事案 178

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から同年12月まで

ねんきん特別便が届いたので社会保険事務所で調べてもらったら、昭和49年11月と12月の保険料が未納になっていた。社会保険事務所から当該期間の保険料は還付されていると説明されたが、還付金を受け取った記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証により、申立人は昭和49年11月から同年12月までの分の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立期間は、社会保険庁の記録上、その元夫が厚生年金保険に加入しているため国民年金の被保険者となっていないが、当該期間は任意加入被保険者として国民年金の被保険者となることのできる期間であることから、保険料を還付する必要は無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、その元夫が厚生年金保険に加入した後の昭和49年11月5日に同年12月までの保険料を納付していることから、国民年金の加入を続ける意思に基づいて納付したものと思われ、還付を受けるために脱退の申し出をしたと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年9月まで

昭和54年11月ごろ、妻が報道で年金のことを知り、結婚前の加入状況を調べてくれて社会保険事務所に納付できる期間の保険料を聞いた。分割して納付ができると教えてくれたので、妻のボーナス支給時期に合わせ、2回に分けて納付できるすべての期間の保険料を納めたのに11か月も未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料をまとめて納付したとする時期は、第3回特例納付の実施期間中で、未納期間の保険料をまとめて納付することが可能であり、申立人が納付したとする金額は、特例納付をした場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の保険料を納付した当時の状況に関するその妻の説明は、申立人の加入状況の調査や、その妻のボーナス支給時期に合わせ納付する約束で納付書の送付を依頼したことなど、具体的かつ詳細で、事実、分割納付した1回目の領収書は所持していることから、当時の状況と合致しており、その主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、付加年金及び後に創設された国民年金基金へ加入するなど、保険料の納付意識は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 180

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

昭和42年12月に夫が会社を退職したため、国民年金に加入した。当時、市役所に勤めていた自治会長に相談し、期間が空かないようにさかのぼって加入し保険料を納付した。42年1月から同年3月の期間は、夫は納付済みとなっており、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、その夫が会社を退職したため、夫婦そろって国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ったとしており、事実、国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出され、国民年金手帳の交付年月日も同一であることが確認できる。

また、国民年金手帳が交付された後の期間については、いずれも夫婦の納付日が同一であることが確認できることから、申立期間について夫の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人及びその夫は申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、58 歳の時、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることを知った。20 歳の時、会社を退職後、脱退手当金支給通知があったので、受け取りに行ったが、窓口担当者から 60 歳になってからもらった方が良いと説得され受け取らなかった記憶がある。申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の時、会社を退職後、脱退手当金の受給のために出向いた窓口で、60 歳になってから受給した方が良いと説得され、受給しなかったと主張しているが、受給請求を行い、支払い決定された者が支払通知書を持参した際に、窓口で受け取らないよう教示されたとの申立ては不自然であると思料される。

また、社会保険事務所保管の厚生年金保険手帳記号番号払出簿には、申立人及び近接する同期入社的女性 3 人に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示があり、厚生年金保険被保険者台帳にも「脱」の表示がある。

さらに、社会保険事務所に厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 か月後の昭和 42 年 4 月 26 日に支給決定されていることから、一連の事務処理に不自然さはいかたがはず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。